

此の度大願を立て、後生を願はせ給へ。少しも謗法不信のとが候はゞ、無間大城疑ひなかるべし。譬へば海上を船にのるに、船をろそかにあらざれども、あが入りぬれば、必ず船中の人々一時に死するなり。なはて堅固なれども、蟻の穴あれば必ず終に湛へたる水のたまざるが如し。謗法不信のあかをとり、信心のなはてをかたむべきなり。浅き罪ならば我よりゆるして功德を得さすべし。重きあやまちならば信心をはげまして消滅さすべし。

(九〇六頁)

本抄は、建治元（一二七五）年九月三日、日蓮大聖人五十四歳の御時に身延において認められ、佐渡の阿仏房夫人・千日尼に与えられた御消息です。佐渡配流の折、千日尼は夫の阿仏房と共に念佛を捨てて妙法に帰依し、大聖人に献身的にお給仕申し上げました。大聖人が佐渡を離れられた後も、生涯純真な信心を貫いた篤信の檀越です。

本抄は、千日尼からの「謗法の淺深輕重に於ては罪報如何なるや」との問い合わせに対する御返事です。大聖人はまず、法華經はすべての衆生の成仏が説かれる教えであるが、謗法の者は無間地獄に必ず墮ちると断言されています。さらに、謗法を強く破折することによって、たとえ難を受けることがあつても、諸天の加護により一切を克服し成仏することができる、といよいよの信心を励まされているのであります。今回拝読の箇所では、謗法不信の心を取り除いて信心を堅固にするよう諭められ、最後に千日尼の信心姿勢を讃え、力の限り折伏を実践するよう勧められて、本抄を結ばれているのです。

謗法とは「若し人信ぜずして此の經を毀謗せば則ち一切世間の仏種を斷ぜん」（『開結・一七五頁』）と、法華經譬喻品の文を引かれているように、仏法を信ぜず「此の經」すなわち正法（大聖人の南無妙法蓮華經の三大秘法の教え）を謗ることです。このように、直接的に、自分が身口意の三業で正法を謗る行為を「謗法」と称するのが、根本的な意味であります。

そのうえで、こうした謗法を根本に立てられた宗派の信仰をすることをも「謗法」と呼ぶのです。

その、「謗法の罪」の大きさについては、譬喻品に「其の人命終して阿鼻獄に入らん」（同一七六頁）のあと、「一劫を具足して劫尽きなば更生れん 是の如く展転して無数劫に至らん」（同頁）と述べられ、明確に示されているのです。

これは、同じく無間地獄に墮ちる罪とされている「五逆罪」の場合と対比してみると、いかに重大な罪とされているかが明瞭になります。頭謗法抄（一二七八頁）に「此の無間地獄の寿命の長短は一中劫なり（頭謗法抄一二七八頁）に、此の無間地獄の寿命の長短は一中劫なり。一中劫と申すは、此の人寿無量歳なりしが百年に一寿を減じ、又百年に一寿を減ずるほどに、人寿十歳の時に減ずるを一減と申す。又十歳より百年に一寿を増し、又百年に一寿を増する程に、八万

歳に増するを一増と申す、此の一増・一減の程を小劫として、二十の増減を一中劫とは申すなり。とあります。故に一中劫とは二十小劫の「こと」とあり、これは五逆罪の場合であります。

それに対して、誹謗正法の場合は無数劫に及ぶのであり、不輕輕毀の衆の例でいえば、懺悔したけれども千劫・阿鼻地獄に墮ちたのであります。

この千劫とは、千中劫の意で、これらによつても、いかに誹法が重い罪とされたかがわかるのであります。おそらく、千日尼も、誹法の罪が重いという話を聞いて、相當に気にしていたのでありますよう。夫・阿仏房とともに、老いてから正法に帰依した身でありますから、それ以前の長年の念佛信仰の誹法の罪障という問題を気に病んでいたとも考えられるのです。

したがつて、ここで示されている大聖人のお答えも、そうした千日尼の心配を十分見抜いてなされていることがうかがえるのであります。

まず、法華經は根本的に「一切衆生皆成仏道の御經なり」（九〇五頁）であつて、「信ずる者は成仏をとぐ」（同頁）のでありますから、それは過去の罪障がどうあれ現在の信心の強さが「鍵」であるということでありますから、千日尼の氣にしている点を一挙に打ち破つた御指南といえるのです。

その反対に、法華經を誹すれば無間地獄に墮ちる大罪を受けなければならぬと。ただしこの誹法行為にも、浅深・輕重は千差万別であつて、「色心相應の信者、能持此經の行者」（同頁）にとつては、少々の誹法はあつても、その深重の罪を受けることはない、との仰せであります。「色心相應の信者（仏道修行者のあるべき姿を示した言葉。色とは、身体であり、その行動・実践を意味し、心とは、信する心ないし智解をいう。すなわち、正法への信心や智解をそのまま実践に移す信者をいいます。）、能持此經の行者（能持此經とは「能く此の經を持つ」と読み、法華經分別功德品第十七の文。「能持是經」（同五一〇頁）また「能奉持此經」（同五二二頁）とあります。即ち、いかなる難があつても退することなく、強盛な信心で正法を持ち続ける者をいふのであります。）」であれば、少々にせよ誹法などないようにと、思われがちであります。また、もう一つは、正法を強盛に実践している現在にも、人間の心は動くものであり、しかも社会的な条件などから一瞬、不信に陥り誹法を犯すこともあります。

いざれにせよ、一人の人間の中に、一方では妙法の信によつて成仏へ向かう力があり、同時に誹謗正法によつて無間地獄へ向かう力もあると云ふことで、大切なことは、成仏へ向かう信の力を強めることであり、逆に無間へ向かう誹法を止めることであります。信心の方が強く、誹法の方が弱ければ、小さな火を大水によつて容易に消せるように、誹法による罪も、無間地獄に墮ちるほどの大きなものとして受けることはないとの仰せであります。以上のように、この本抄の始めの方では、まず自らの誹法という問題について、その原理を示されているのであります。即ち、総じて信心実践の根本の心構えと

して「如説修行」が大事であることを述べられ、この如説修行をする人を、現世においては必ず諸天が供養・加護することを示されているのであります。

そして、後生の成仏のためには、自身に微塵も謗法があつてはならないこと、女人の身でありながら他のために謗法を責め、正法を教えていくのは童女に劣らない尊いことであると励まされているのであります。

又、これまで、謗法についての道理と、一般的な原理を述べてこられたのに対し、ここでは、具体的・実践的に阿仏房尼に信心のあり方と自覚を促し励まされているところであります。特に、自らの信心に関しては「少しも謗法不信のとが候はば、無間大城疑いなかるべし」と厳しい姿勢を強調されているのに対し、他に対しては「淺き罪ならば、我よりゆるして」と寛容さを教えられている点も、大事な事であります。

次に、本日拝読の文「此の度大願を立て、後生を願はせ給へ。少しも謗法不信のとが候はば、無間大城疑いなかるべし云々」とありますが、まず「大願」とは成仏であり、又、御義口伝巻上（七三六ジ一）には「大願とは法華弘通なり」とあり。勿論、広宣流布の実践のなかに成仏の道があることはいうまでもありません。また次に「少しも謗法不信のとが候はば、無間大城疑いなかるべし云々」の文は、自分に微塵も謗法があつてはならないことを、重ねて強調されているのであります。

なぜなら、どんなに懸命に信心に励み、功德を積んでいるようであつても、自身の僅かな謗法から、せつかくの功德も漏れていぐし、また、そうしたわずかの謗法の穴から魔につけこまれて、わが身を滅ぼす結果になつてしまふからであると仰せなのです。

そして、次に「海上を船にのるに、船を^粗ろそかにあらざれども、あか入りぬれば、必ず船中の人々一時に死するなり。」とは即ち、「船に水が入れば、船は沈み、乗っている人は皆、死んでしまう。」と、これは、自身の謗法を通じて魔に支配されていくことを警えていわれたものであります。

また、「なはて堅固なれども、蟻の穴あれば必ず終に湛へたる水のたまらざるが如し。謗法不信のあかをとり、信心のなはてをかたむべきなり。」と、つまり、水田の畦に穴があれば、それが小さなものであつても、少しづつ水が漏れ、水が一杯になつても、いつの間にか無くなつて乾ききるということになります。これは、信心に励んで得た功德が、「謗法という穴」から漏れてしまう事を警えられているのです。自分の信心には、微塵も謗法がないよう、厳しく見つめていくことが大切な事であります。

そして、「浅き罪ならば我よりゆるして功德を得さすべし。重きあやまちならば信心をはげまして消滅さすべし。」とは、他の人の謗法に対する態度をいわれているのです。

既に述べられているように「少しも謗法不信のとが候はば、無間大城疑いなかるべし」でありますから、他人の謗法に関しては、自分に関するより寛容であることを教えられているといつても、無慈悲であつてよいというのではありません。当人を正しい信心に目覚めさせることが目的でありますから、傍から一つ一つ細かく、厳しくいうことに

よつて、かえつて信心の自覚を抑えてしまつのであつてはならないので、この観点から、浅い罪の場合には、一々厳しくいわないで、むしろ前向きに信心の功徳を増大せる方向性を示しているのであります。

されば、共に広布を目指す法華講員同志間にあつては、互いに信心を励まし、謗法を諒め合うことが大事です。もし、謗法を放つておくならば、本抄に「云ひて罪のまぬかるべきを、見ながら聞きながら置いていましめざる事、眼耳の一徳忽ちに破れて大無慈悲なり」（御書九〇六）と述べられているように、自らの目と耳の徳を失い、無慈悲な者となつてしまふのです。

又、拝読の御文の四行前に「仏法の道理を人に語らむ者をば男女僧尼必ずにくむべし。よし、にくまばにくめ、法華經・釈迦仏・天台・妙樂・伝教・章安等の金言に身をまかすべし。如説修行の人とは是なり。法華經に云はく「恐畏の世に於て能く須臾も説く」云云。惡世末法の時、三毒強盛の惡人等集まりて候時、正法を暫時も信じ持ちたらん者をば天人供養あるべしと云ふ經文なり。」（御書九〇六）ありますが、この「仏法の道理」とは、謗法不信こそ無間地獄の業因であるということであり、したがつて「仏法の道理」を語る」とは、折伏を行ずることであります。折伏すれば、人々から憎まれるのは道理であり、それを恐れてはならないとの仰せなのです。ただ、法華經・釈迦仏等の金言に身をまかせて、その教えのままに実践すること、すなわち「如説修行」が仏法の実践の根本精神であることを本抄に於いては御教示になつてゐるのであります。

如説に修行すれば、それは衆生の元品の無明を打ち破ることになるから、迷妄の執着心から生ずる抵抗、反発にあうことも必定である。そこに、いわゆる怨嫉、迫害等の苦難に直面するのであります。

日如上人猊下は「何事もない平穀な時には悠然としていても、いざ現実に難が競い起こり、障魔が蠢動すれば、驚き慌てるのが人の常であります。しかし、大聖人は「魔來たり鬼來るとも騒乱する事なけれ」と仰せられて、むしろ魔が競い起きた時こそ、信心決定の絶好のチャンスと捉え、臆することなく泰然として対処するよう注意を喚起あそばされてゐるのであります。（大日蓮・令和四年九月号）と御指南になつておられます。

又、大聖人は本抄末文で「相構へて相構へて、力あらん程は謗法をばせめさせ給ふべし」（御書九〇七）と、力の限りの折伏を勧められてゐるのであります。これは私達僧俗への御教示であります。今こそしつかりと信心の礎を固めて、最後まであきらめることなく全力で折伏に挑戦し、何としても本年の支部折伏誓願目標を達成しようではありませんか。ともあれ、どんなに世間の謗法に執着する人々から憎まれたとしても、折伏する人に対しては必ず諸天の加護と供養があるのであって、最後は必ず勝利の姿を示していけることを確信すべきであります。

（令和四年十一月度・御講の砌）